

1 苦情申立ての趣旨に沿った事例

(1) 部活動の指導（要約）

苦情申立ての趣旨

私の子どもはA中学校でB部に所属していた。B部では、「選手」と「選手をサポートする生徒」に分け、「選手をサポートする生徒」は3年間、満足な練習もできず、「選手」が練習をしているのをほぼ眺めているだけであった。

入部当初から「選手」として必要とされない決めつけられた生徒たちにとって、部活動が有意義なものであるのか疑問に感じたので、A中学校の体罰アンケートにそのことを書いて提出したがA中学校からの回答はなかった。その後、「わたしの提言」（以下「提言」という。）を市に出したが、担当課の回答は私の求めた内容に答えたものではなく、とても満足できるものではなかった。A中学校の対応や、担当課の回答に納得できない。

市からの回答

心身の成長の過程にある青少年期において、スポーツは、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

市においては、学校教育活動の一環として全ての小・中学校で学校の実情に応じた運動部活動が行われてきました。学校教育活動の一環として行われる運動部活動では、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないことは言うまでもありません。

市では、運動部活動の意義・目的を踏まえ「熊本市立小・中学校の運動部活動の指針」（以下「指針」という。）を定め、各学校は、指針をもとに各学校の活動方針や部活動規約を作成しています。指針の周知については、市教育委員会から各学校へは、校長会、体育主任会等で指針の遵守について説明を行っています。また、指針の運用に当たっては、校長から各学校部活動総会、部活動顧問会等を通じて、部活動にかかわる職員、児童生徒、保護者や外部指導者に運動部活動方針を共通理解させるよう指導しています。

運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツの楽しさや喜び、体力の向上や健康の増進を図るとともに、規範意識を高め、社会性や自主性を養うなど、きわめて有意義な役割を担っているとされています。しかし、一部では、勝利至上主義による指導、長時間の練習や休日がないことによるスポーツ障害などの課題も生まれています。児童生徒にとって魅力ある運動部活動を推進し、課題解決に向けて指針を基準として捉え、学校の部活動指導方針及び規約等を見直し、関係者の共通

理解を図るよう各学校において部活動に関する職員に指導しています。

A中学校に出された体罰アンケートを学校が調査したところ、実際に申立人ご指摘の指導が行われていたことが判明しました。当時の校長は、外部指導者に対し、中学部活動は勝利至上主義に陥ることなくすべての生徒に可能性を与えるものであること、今回の指導は中学校の運動部活動の指導としては明らかに部活動の意義からかけ離れたものであること、などについて厳しく指導を行い、改善が見られない場合は解任せざるを得ないことを伝えておりました。

この指導以降は、改善がみられ、選手起用についてもベンチ入りした選手も交代で起用するなど、指導方法も変わってきているとのことでしたが、そのことを申立人へ報告ができず、後日、申立人が、外部指導者を指導してほしい旨の提言を市に提出されるに至りました。

中学校から申立人へ回答がなかったことについては、申立人のご息子が間もなく中学校を卒業されたことなどから、改善が図られていたことをお知らせする機会を逸してしまったこともあり、報告できないままでした。

提言を受け、担当課は、すぐにA中学校に対し、調査を行い、事実確認を行いました。学校から外部指導者への指導は確認できたものの、指導者の改善が一過性のものである可能性も否定できなかったため、「早急に当該校に連絡し、事実確認がとれ次第、A中学校の管理職から当該指導者に指導いたします。」とのみ回答しました。しかしながら、少なくとも、A中学校において外部指導者に対して指導を行ったことなど事実確認で分かっていたことは回答すべきであったと考えます。お詫び申し上げます。

今後は、継続して外部指導者の指導について学校と連携を密にしながら対応していくとともに、再発防止に向け、外部指導者の研修会等を通じ、適正な運動部活動が運営されるように指導を継続していきたいと考えております。

オンブズマンの判断

教育行政においては、「学校その他の教育機関を管理」（地方自治法第180条の8）する機関として教育委員会が設置されており、教育委員会は、教育行政の専門家として教育機関を管理する立場にあります。このようなことから、オンブズマンとしては、教育現場における個々の場面における教員の判断の是非を客観的に判断する主体としては、教育委員会の方が適切であると考えます。

そこで、本件においては、教育委員会の担当課によるA中学校に対する指導・助言や申立人に対する回答が適切であったかどうかを中心に検討することとします。

担当課がA中学校に対し調査をしたところ、B部は「選手」と「選手をサポートする生徒」に分けて、「選手をサポートする生徒」は満足な練習が受けられない状況があったことが確認できたとのことでした。

市は、運動部活動の意義・目的を踏まえ、子どもの発達段階に応じた児童生徒に

とって魅力ある運動部活動を推進するために指針を定めています。指針によると、「一部の児童生徒に限ることなく、多くの児童生徒に活動の機会が与えられるようにする。」「技術のみに重点をおくことなく、指導者と部員または部員同士の人間関係を深め、明るい雰囲気づくりに努める。」とあり、B部の前記状況は明らかにこの指針に反していることが認められます。

次に、指針が学校の現場に十分に周知されていたかどうかを検討します。

周知については、市教育委員会から各学校へ指針の遵守について説明を行っており、これを受け、各校長において部活動に関する職員、児童生徒、保護者や外部指導者に対し、指針に基づいて作成された運動部活動方針を共通理解させるよう指導しているとのことで、周知の方法については、特に問題とすべき点はないと考えられます。教育委員会が指針を周知することに関し、不備はなかったと判断します。

「市からの回答」によれば、当時の校長から外部指導者に対しこれを是正するよう厳しい指導が行われ、選手起用や指導方法が変わるなど改善が見られたとのことです。A中学校としては、申立人の体罰アンケートの記載を受け教頭が申立人と面談したとのことですので、その後、調査して実態を確認したことや、外部指導者を指導したことなどについて、申立人に報告をすべきであったと考えます。

申立人によると、A中学校から回答がなかったため、提言を提出し、市に対し改善を指導するよう求めたが、満足のいく回答が得られなかったとのことでした。この点、「市からの回答」によると、担当課は、提言を受け、すぐにA中学校の調査を行い、事実確認を行っています。その結果、A中学校においてB部の実態を把握し、校長から外部指導者へ指導がされ、改善が図られている事実が確認できたものの、その改善が一過性のものである可能性も否定できないとの判断に至ったとのことです。

提言を受けた後の担当課における上記の対応は、適切なものであったと考えますが、担当課は、上記の事実確認及び判断を踏まえ、申立人に、「今回のご指摘につきまして早急に当該校に連絡し、事実確認がとれ次第、当該校の管理職から当該指導者に指導いたします。」との回答をしています。この回答の内容では、担当課がA中学校に対し調査を行い、事実確認をしたことが申立人に伝わりません。申立人への回答には、何らかの形でA中学校における事実確認の結果を記載すべきであったと考えます。

以上のとおり、提言の回答に担当課が行った対応の実態が反映されておらず、不備があったと認められます。

市民からの文書による要望等に対して市が回答するときには、できるだけ記載の趣旨や記載した方の真意を読み取るよう努め、個々のケースの実態に即し、可能な限り記載した方の意図にこたえる内容の回答をするよう心掛けてもらいたいと考えます。